

循環型地域社会の形成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第17号

循環型地域社会の形成に関する条例の一部を改正する条例

循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年岩手県条例第73号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(許可の取消し等の基準)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、知事が廃棄物処理法に基づく許可又はその取消しを行うに当たっては、<u>廃棄物処理法第7条第5項第4号ト</u>に該当する者とする。</p> <p>(1) 過去において繰り返し廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法（昭和58年法律第43号）第41条第2項の規定により許可の取消処分を受けた者（<u>廃棄物処理法第7条第5項第4号ニ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 廃棄物処理法等、この条例若しくは盛岡市条例若しくは県外搬入事前協議条例の規定又は廃棄物処理法等若しくはこの条例若しくは盛岡市条例に基づく処分に係る違反を繰り返すことにより、行政庁による処分等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第2号に規定する処分及び同条第6号に規定する行政指導をいう。次号において同じ。）を繰り返し受け入れた者であって、廃棄物処理に係る的確な業務の遂行を期待することができないと認められるもの（<u>第1号及び廃棄物処理法第7条第5項第4号ニ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(5)～(8) [略]</p>	<p>(許可の取消し等の基準)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、知事が廃棄物処理法に基づく許可又はその取消しを行うに当たっては、<u>廃棄物処理法第7条第5項第4号チ</u>に該当する者とする。</p> <p>(1) 過去において繰り返し廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法（昭和58年法律第43号）第41条第2項の規定により許可の取消処分を受けた者（<u>廃棄物処理法第7条第5項第4号ホ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 廃棄物処理法等、この条例若しくは盛岡市条例若しくは県外搬入事前協議条例の規定又は廃棄物処理法等若しくはこの条例若しくは盛岡市条例に基づく処分に係る違反を繰り返すことにより、行政庁による処分等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第2号に規定する処分及び同条第6号に規定する行政指導をいう。次号において同じ。）を繰り返し受け入れた者であって、廃棄物処理に係る的確な業務の遂行を期待することができないと認められるもの（<u>第1号及び廃棄物処理法第7条第5項第4号ホ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(5)～(8) [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。